

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項において準用する法第 47 条の 2 の規定による法第 46 条第 4 項第 2 号の事項の変更の届出があったので、法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の代表者の職氏名

変更前            会長 刑部 真弘

変更後            会長 辻 裕一

登録教習機関の名称

一般社団法人日本ボイラ協会山口支部

登録教習機関の住所

山口県周南市御幸通り 1 丁目 5 番地徳山御幸通ビル 3 階

変更する年月日

令和 6 年 6 月 20 日

令和 6 年 10 月 11 日

山口労働局長